

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

(検査課)

一

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

一

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

一

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(大河原地方振興事務所)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

二

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十二号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程(昭和三十三年宮城県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「職にある職員」の下に「主任主査及び技術主査の職にある職員にあつては、地

方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の

規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に限る。」を加える。

ページ

告 示

○宮城県告示第三百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇七〇〇三二五	びつび名取三番一丁目十	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十五年四月三十日
○四五一一〇〇一八四	びつび岩沼九番七号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十五年四月三十日

○宮城県告示第三百九十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 四頭
 発生場所又は区域
 大崎市

五 発生年月日

平成二十五年四月十六日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第三百九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年四月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可業の種類	受付年月日
株式会社ながや 永山 雅章	石巻市中浦二丁目一 百七	般一二十二 第三千六百十 一号	一部廃業 一般建設業 ガラス工事業	平成二十五年 三月十五日
玉洲工業株式会社 小玉 丑藏	塩竈市新浜町二丁目五 一三三六	般一二十二 第七千二十九 号	全部廃業 一般建設業 管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	平成二十五年 三月十九日
株式会社ウッド ホーム 麗子	仙台市宮城野区福室字 明神西十三	般一二十二 第一万五千八 百七十七号	一部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	平成二十五年 三月十五日
株式会社佐藤建 佐藤 真理子	仙台市太白区郡山字穴 田東十五一三	般一二十一 第一万七千二 百二十一号	全部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十五年 三月十八日
株式会社鉄平の 家 伊藤 英助	仙台市青葉区中央四丁 目十一三	般一二十二 第一万七千五 百五十二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業	平成二十五年 三月十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐野 好昭

○宮城県告示第四百一号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大内 仁

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域
 柴田郡川崎町大字川内字北川原山九番二十九、九番三十及び九番八十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

六 福島県南相馬市原町区高見町二丁目三十番地の
 株式会社フローラ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(丁IS一種二号) 百六十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年四月十日
- 四 落札者の名称及び所在地 宮城県漁業協同組合 宮城県石巻市開成一番二十七
- 五 落札金額 一千四百五十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月十五日